

【月刊】

キャッチピース

74

通巻152号 99/8/20

攻勢に出る海上自衛隊をチェックしよう！

湯浅一郎

ピースリンク広島・呉・岩国

周辺事態法など新ガイドライン関連法が成立し、日本はいよいよ海外における戦争ができる国になろうとしている。その一つの中心は、自衛隊が後方地域支援など海外での新たな任務を付与されたことである。そんな折り、呉の海上自衛隊は、この夏、初めてづくめの行動を連続的に計画し、自らの存在を市民にアピールし、戦争協力法の一環を担う体制の定着化をめざしている。

まず六月二三日から移動が始まった北方機動演習の中で北海道の浜大樹海岸における「おおすみ」「LCAC」による初の戦車揚陸艦訓練が行われた。この演習には東北方面隊から第六師団(山形東根市)を中心に約四千百人、車両約千二百両、火砲一四門、戦車二二両が参加したほか、輸送支援などで海上自衛隊の護衛艦や輸送艦など一二隻、航空自衛隊の輸送機など約百機が参加した。まず迷彩服の自衛官がパイロットの反対も無視して、民間航空機に搭乗して移動した。七月二日から四日まで浜大樹演習場で揚陸艦「おおすみ」による陸自隊員や戦車・車両の揚陸訓練が行われた。強襲上陸用舟艇であるLCACを使った揚陸訓練では、初めて九〇式戦車を積み下ろした。LCACを使った訓練では、昨年はトラックや救急車などを陸揚げしたの

が、今年には戦車の積み下ろしを実施することで、「おおすみ」の本来の姿が露呈することになった。

折しも、五月二十四日には、ほとんどまともな審議を経ることなく、新ガイドライン関連法案が成立したばかりである。周辺事態法案は、新ガイドラインを実質化するもので、日米が共同で戦争をするための戦争マニュアルである。新ガイドラインに伴って、自衛隊は、後方地域支援や搜索救難を名目として合法的に海外派兵されるという、自衛隊にはあるまじき任務を賦与されており、ますます基地の強化と維持が強められようとしている。その分、今回のような事件が発生する確率も高まる。

第二は、七月中旬の「展示訓練」が、例年の広島湾でなく大阪湾で初めて行われた。呉配備の二十隻に加え、横須賀・佐世保から各二隻、合計二十四隻が淡路島の洲本沖へ集結した。艦艇は、護衛艦隊の駆逐艦、洋上給油ができる大型補給艦、潜水艦、掃海艇、揚陸艦「おおすみ」など多彩である。艦船は、六つの港(神戸港、大阪港、泉大津港、小松島港、和歌山港、津名港)に配置され、一斉に演習海域をめざして集結する。神戸、大阪、津名港からは、体験航海と称して一般

(4ページへ)

編集・発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース

●維持会員(月額) 個人1口1000円 団体1口2000円 ●参加会員(月額) 個人1口500円 団体1口1000円
●通信会員(年額) 3000円 (会費には本紙購読料が含まれます)

空母コンステレーションの 横須賀入港に抗議!

1999.7.23

<非核市民宣言運動・ヨコスカ「たより」No.115より転載>



平和船団「エスペランザ」(船長:清水昭司)のうえで、3m×3mの大横断幕を広げる鈴木茂樹船団長。写真は広沢努。他に同乗者は木元茂夫、宮崎徹。木元さんは夜明け前の出船のため、センター(汐入)に宿泊(というより仮眠!)、始発前の道をエスペランザ係留地まで、黙々と歩いた。大阪出張から、コンステレーション入港抗議、8/8海上行動と、この夏も平和船団は動き回った。10月には、いよいよ函館だ!

米空母「コンステレーション」が一般公開された14日、横須賀市の平和市民団体「NEPAの会」と「非核市民宣言運動・ヨコスカ」のメンバーら約十人は、入場ゲート前で「空母は戦争の機械」と来場者に訴え、チラシを配布した。

そのチラシの中で、同会などはコ母の横須賀寄港に反対するとともに、周辺事態法の成立で、軍事が市民生活のまぐら元まで及び密着している。基地開放は、市民から受け入れられる基地というイメージを演出するためのものだと指摘している。

●呉と横須賀の平和船団が初めて大阪湾に船を浮かべた。いつもの出張メンバーに、平さんと五月晴さんが加わった。横須賀ではいつも大活躍の二人だが、なかなか条件がととのわず、留守番役が多かったのが、大阪行は、なかなか感慨深いものがあったのだ。●神戸に続き大阪でもカヤックを浮かべるつもりだったのに、手続きのミスで浮かべることができなかった佐藤さん、申し訳ない! ●呉のメンバーと合同の記念撮影をしたのだが、掲載する場所がなくなってしまった。(に)

軍事力で平和が作れるでしょうか?

空母は戦争の機械です。

空母コンステレーションの一般公開にお越しの皆さんに訴えます。私たちは、横須賀の町が戦争のにおいのない平和な町となることを願う市民です。私たちは以下の理由で、コンステレーションの横須賀寄港に反対します。

軍及び自衛隊による訓練が激化しています。岩国基地でのブラウラーによるNLP訓練は、地元自治体の反対を無視して行われており、在日米軍基地の自由使用=周辺事態(戦争)に対応した訓練と言わざるをえません。

こうした訓練を強行してきた空母の入港を、どうして歓迎できるのでしょうか。

1 コンステレーションは、現在ヨコスカを母港とするキティホークの後継艦であると目されている空母です。空母の母港の一刻も早い中止を求める私たちは、後継艦コンステレーションの入港を認めることはできません。コンステレーションの後には、原子力空母の母港がひかえていることを考えれば、なおさらです。

3 入港した7月23日は、「第二次厚木基地騒音公害訴訟」の判決日であったことを、指摘しないわけにはいきません。空母艦載機等のまき散らす騒音に苦しむ人々が起こした裁判の判決日の入港は、それが全くの偶然であっても、米軍の「無神経」さを証明してあまりあります。後継艦コンステレーションの入港は、裁判があろうとも、これからも、艦載機の騒音をばらまくという米軍のいなおりですらあると、私たちには感じられます。

2 コンステレーションは日本周辺での作戦行動の後にヨコスカへ入港しました。7月6日には岩国基地で、自治体の反対を押し切って、艦載機ブラウラー(電子戦機)4機の夜間着艦訓練を強行しています。中国新聞は朝鮮有事を想定した訓練と、地元の市民の警戒心を伝えています。

新ガイドライン策定と周辺事態法の成立によって、私たちの国は「戦争のできる国」へと大きく舵をきり、全国各地では、米



見学者の皆さん! 軍事力では平和をつくり出すことは出来ません。「正義の力」の犠牲者はいつも一般市民であることは、今回のNATOによるコソボへの空爆でも明らかです。私たちの町から「戦争の機械」をなくし、子供たちに本当の平和を手渡ししていかようではありませんか。

NEPAの会/非核市民宣言運動ヨコスカ

このチラシの連絡先●横須賀市本町3-14山本ビル2F 0468-25-0157

★中面で原子力空母の問題をとりあげました。ぜひお読み下さい。

(1ページから)

市民を乗船させ、訓練を見学させた。

神戸市に阪神基地隊があるとはいえ、大阪湾に軍艦が集結し、軍事訓練を展開するのは戦後初のことで、まぎれもなく新ガイドラインのもとで、新たな意図をもった軍事大演習である。大阪湾周辺の市民にとって軍艦は見慣れないかけ離れた存在であり、市民を巻き込んで戦争の練習を見せ、戦争への道に「乗せて」いこうとする意図も露骨である。広島

湾では恒例であるが、あえて大阪湾を選んだことは、展示訓練の目的が大きく転換している。従来は、自衛隊を知ってもらい、自衛隊を認知してほしいという姿勢が見られた。しかし、ガイドライン関連法の成立は、日本が国を挙げて戦争国家になることを宣言したのも同然であり、それに対応して、市民の意識変化を誘う目的が色濃く出ているのではないか。 ◆◆

米軍機低空飛行 依然「米軍まかせ」の日本政府

1999.8.30 記者会見資料

低空飛行日米合意に関する質問主意書及び政府答弁書について

脱軍備ネットワークキャッチピース 連絡先:湯浅一郎

衆議院議員 濱田健一事務所 鹿児島事務所 0995-63-1700 統

合同委員会合意

(1) 経緯

衆議院議員濱田健一さん(社民党)がピースリンク、キャッチピースの協力の下、1999年7月15日付けで衆議院議長に提出した「在日米軍による低空飛行訓練に関する質問主意書」にたいして、8/13付けで、政府からの答弁書が届いた。

質問は、1999年1月14日付けで外務省が公表した「在日米軍による低空飛行訓練について」と題した日米合同委員会合意に関連してピースリンクが1999年1月に送付したものとほぼ同じ趣旨のものである。1/14日米合同委員会合意に関する政府の正式見解が出たことは初めてであり、質問主意書、及び答弁書を公表するものです。この会見は、広島と鹿児島で同時に行っています。

資料一覧:

(1) 1/14 低空飛行に関する日米

(2) 質問主意書(1999.7.15) (3) 政府答弁書(1999.8.13)

(4) イタリアーアメリカ新合意(1999.4.16)

視点が2つある。第一は、この答弁書から言えること、見えることは何か、特に今まであまりはっきりしてしなかったり、触れられていないことが、答弁書に含まれているかどうか。第二は、質問書に対して、どのように答えているかのチェック。

(2) 回答から見えること。

・去年の五月から、本合意に関する協議が始まっていることがわかるが、この意味は不明？。

・低空飛行訓練は「必要なこと」としながら、「具体的なルートの詳細 などについては日

本側として確認していない」ことがわかる。ルートすらわからないで、どのようにして「住民の安全が配慮されているかどうかをチェックするのか」全くおぼつかない状態にあることもわかる。

・「主要各国における飛行訓練の実態につきこれまでに調査を行った結果を踏まえれば、我が国における米軍の飛行訓練の実態が、これら諸国におけるものと比べ、我が国にとって特段不利な形になっているとは考えていない。」と言っているが、これは本当に調べた上での回答なのか疑わしい。例えば、今年4月16日付けの低空飛行での米伊合意(資料4)と比べてみると雲泥の差があることがわかる。低空飛行についてはイタリアの許可を得ることになっているし、飛行状況についてはインターネットでリアルタイムに情報が得られるようになっている。当然、飛行コースは、すべてイタリア側も把握しているはず。日本とイタリアのこれほどの違いを、違いと感ぜない感性とは何なのか疑いたくなる。

・「航空法の一部規定の適用が除外されている」ことは、現在も生きている。「しかしながら、米軍は、「安全面に最大限の配慮を払う」よう努めていることを、「累次の機会に明らかにして」おり、「日本の航空法令に自発的に従っている」としている。この奇妙な回答には驚く。もし、そうであれば、航空法の適用除外を規定している「地位協定そのものを改める」べきではないのか。

・合意により、「安全性を最大限確保し、かつ住民への影響を軽減する ための具体的措置」を約束はしたが、その履行状態について、日本政府は一切関知しておらず、また関知する意志もないことがはっきりわかる。

(3) 質問書との関係

・質問趣意書の全体的な趣旨や個々の質問事項と対比してみると、まともにも答えていない箇所が大部分であり、多くのすれ違いが意識的にくまれている。

・特に問題なのは、こちらが具体的な低空飛行の実態について概念的に指摘し、このような現実をどう説明するのか問うていることに対して、「飛行事例については、具体的日時、場所などを含め、詳細が明らかでないため答弁は差し控えたい」とことごとく拒否している姿勢である。これに対しては、具体的日時、場所を特定して、再質問の中心テーマとなる。特に、1/14以降の新しい情報を含めて対処するべく情報収集を行いたい。

・質問1に対して、「日本政府として「低空飛行」そのものを公認した のはいつか？今回初めてではないか」との質問には、まともには答えて いない。「安全に配慮すべく、日米が合意して文書にしたのは初めて」というだけ。

・質問8の諸外国との比較についても、ドイツ、イタリアとの違いなど については全体としては回答していない。

・安全性への配慮などの合意項目について、いつから実行しているのか については、明快な回答を避けている。「従来から」という言葉が乱用 されているが、「従来とはいつからのことか？」再質問したい。

・釜石や高知沖での事故に関する報告書が出たが、合意直後のこのような事故発生に対して、「合意の実効性を持たせるために、どのような方法を講じるのか」との問いには、一切答えていない。

・これらを総合的に捉える中で、再質問書を作成し次期国会に提出する予定である。 ◆

社民党濱田議員による 米軍機低空飛行に 関する質問主意書 と政府答弁

平成11年7月15日
提出者 濱田健一 衆議院議長 伊藤宗一郎殿

在日米軍による低空飛行訓練に関する 質問主意書

在日米軍による低空飛行訓練は、全国各地において継続され、地域住民が騒音被害や墜落の恐怖を日々体験している現状にあり、国民の安全と生活を守るためにも、その対策は、緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

一、一九九九年一月十四日付けで外務省が公表した「在日米軍による低空飛行訓練について」と題した日米合同委員会合意に関連して

1 なぜ、この時期にこのような合意に達したのか

米軍機による低空飛行訓練について、日米両政府が合意した文書を公表したのは、初めてのことで認識するが、そのように捉えていいか。従来、外務省は、低空飛行訓練については、「通常の訓練をするのは当たり前」「地位協定五条に定められた基地間の移動にあたる」などと明確にその存在を位置づけることを避けてきたはずだが、ここに来て、低空飛行訓練の存在を認め、かつそれが「米軍の不可欠の訓練所要を構成する」ことを容認したことはなぜなのか。

2 低空飛行訓練の定義はということか

どのような訓練のことを低空飛行訓練というのか、その定義を明確にせよ。

例えば、中国山地沿いの地域では、ダムや山の周辺で、旋回したり、谷間をぬって飛んだり、ダムの堰堤をめぐって急降下したりという飛行が確認されている。また、町役場や学校などのある谷間を、かなり低空で飛びさっていくということが、多くの町で確認されている。これらの両方とも低空飛行訓練なのか。

3 訓練ルート図や開設の時期などの公表

早明浦ダム事故報告書からは日本列島に八本の低空飛行訓練ルートがあるとみられるが、そのルート図、及び開設の時期などについて、日米合同委員会として確認しているのか。海上などに設定されている訓練空域と同じように、低空飛行訓練空域も、正式に位置づけて、地図上に明記したということか。

以下は社民党衆議院議員の濱田健一氏提出の、米軍の低空飛行に関する質問書及び政府の答弁書を掲載する。これは、1999年の1月14日に外務省が公表した米軍の低空飛行訓練に関する合意書の背景と事実関係を問うものです。どうもこの中味がこれまで外務省が言っていたことと矛盾するのです。また、ご存じのようにこの合意の直後、米軍機の墜落事故が相次いだため、ほんとに米軍が安全に留意しているか疑わしいということもこの質問の背景にある。政府の答弁では、なにを答えていないかを知ること、政府が（米軍も）なにをごまかしたいかを理解できる。具体的なことについてはすべて「答弁を差し控える」で通しています。

内閣衆質一四五第三八号 平成十一年八月十三日
内閣総理大臣 小淵恵三 衆議院議長 伊藤宗一郎 殿

衆議院議員濱田健一君提出 在日米軍による低空飛行訓練に関する 質問に対する答弁書

一の1及び8について 政府は、昨年五月から、米軍が我が国において実施している低空飛行訓練に関し、その安全性確保と地元住民への影響軽減のための具体的措置について米側と協議を行ってきた。その後、本年一月十四日に行われた高村外務大臣とコーエン国防長官との会談において、低空飛行訓練の安全性確保と住民への影響軽減のための具体的措置につき意見の一致をみたのを受け、同日午後、日米合同委員会の手続を経て、具体的措置を盛り込んだ文書(以下「本件文書」という。)が公表された。これは、米軍の低空飛行訓練の安全性確保と住民への影響軽減のための具体的措置を取りまとめ、日米間で文書によって確認した初めてのものである。

一般的に、米軍が訓練を通じてパイロットの技能の維持及び向上を図ることは、即応態勢という軍隊の機能を維持する上で不可欠の要素であり、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)の目的達成のために極めて重要である。日米安保条約が、我が国の安全並びに極東の平和及び安全の維持に寄与するため、米軍の我が国への駐留を認めていることは、別段の定めがある場合を除き、米軍がかかる目的の達成のため、低空飛行等の飛行訓練を含め軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提としていると解され、政府は従来からこのように答弁してきているところである。

一方、米軍は全く自由に飛行訓練等を行ってよいわけではなく、我が国の公共安全に妥当な考慮を払って活動すべきものであることはいままでもない。政府としても、従来から、日米合同委員会等の場を通じて、米側に対し、安全性確保に万全を期すよう申入れを行ってきた。米軍も、この点には十分に留意しており、低空飛行訓練を行うに際し、最低安全高度に関する法令を含め、我が国法令を尊重し、安全面に最大限の配慮を払うとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう努めている旨明らかにしている。本件文書も、かかる観点から策定されたものであり、米軍機による低空飛行訓練が日米安保条約の目的達成のために不可欠な訓練であるとの前提に立ちつつ、安全性を最大限確保し、かつ、住民への影響を軽

<質問②>

低空飛行訓練ルートは、日米地位協定に基づいて設置されたものでなく、米軍が自らの意志で地図上に線を描いたものと認識しているが、もし、確認しているのであれば、地位協定に明確に位置づけたということか。いずれにしろルート図や訓練所要を公表すべきではないのか。

4 一月十四日付けの合意事項は、これまでも米国軍によってこのように行われてきたものなのか

今後この合意に基づいて実施していくというものなのかどうかを、各項目ごとに明確にせよ。

5 合意項目1は、これまでは考慮されていなかったということか

合意項目1は、これまでは考慮していなかったが、今後は考慮するということか。例えば、これまで島根県石見空港の上空を岩国所属機が何回も旋回したりすることが目撃されている。また、町の上空を通過する際は、役場、学校、保育所の上空を飛んだり、そこで急に旋回し、逆に向けて飛んだなどの話がたくさんある。これらは、過去のこと、今後は、同様のことは行われまいということなのか、それとも、過去においても注意していたが、実際には、約束は無視されていたのか。

6 従前から日本の航空法の基準が守られていたというは事実か

合意項目2は、「国際民間航空機関(ICAO)や日本の航空法の基準を用いている」とのことだが、いつ地位協定が変更になったのか。日米地位協定に基づく航空特例法は、国内法である航空法に定められた最低安全高度(八十一条)、粗暴な操縦の禁止(八十五条)などの義務を除外している。従って日本においては、米軍機には、日本の航空法は適用除外であるため、ごく低高度の飛行が行われているのではないかと捉えていたが、その認識は誤りか。

また、従前から航空法の基準が用いられていたとすれば、事実は全く異なっていることをどうするかという問題が残る。パイロットの顔が見えたといった体験を話す住民は後を絶たないし、谷間を飛んだり、峠を越えるときなどは、ほとんど陸地すれすれに飛行することが目撃されており、現実とは異なることを示しているのではないか。

7 合意発表の直後に、岩国機が土佐沖で、三沢機が釜石で相次いで墜落したことからも、合意の実効性は疑わしいが、この点にどのような方法を講じるのか

合意項目4では、飛行経路の研究や、整備要員との点検などを十分行うとあるが、合意が出されて一週間も経たないときに、日本列島の南と北で米軍機が相次いで墜落事故を起こしている。二十日には、岩国基地所属のホーネットが土佐湾で、二十一日には、三沢所属のF-16が釜石市の山林で、相次いで落ちている。たまたま住民が巻き込まれていないだけで、国民は不安を抱かざるをえない。これらが、必ずしも低空飛行訓練であったとは限らないが、通常訓練でも、これだけ事故が起きているのだから、低空飛行ではもっと危ないはずではないか。さらに、部品の落下事故などを含めれば、ひっきりなしに事故が起きているといっても過言ではない。合意がどこまで実行されるのかということに疑念を抱かざるをえない所以である。政府として、この合意を実行するために、どのよ

<答弁②>

減するための具体的措置が盛り込まれている。なお、他国における軍機の飛行訓練の実態につき、確定的に申し上げる立場にはなく、また、事柄の性質上、詳細に立ち入った答弁をすることは適当ではないと考えるが、主要各国における飛行訓練の実態につきこれまでに調査を行った結果を踏まえれば、我が国における米軍の飛行訓練の実態が、これら諸国におけるものと比べ、我が国にとって特段不利な形になっているとは考えていない。

一の2について

これまで米側から受けている説明によれば、いわゆる低空飛行訓練とは、敵による探知及び攻撃を避けるため、低高度で飛行する訓練を指すものと承知している。御指摘の飛行事例については、具体的日時、場所等を含め詳細が明らかでないため、答弁は差し控えたい。

一の3について

米軍の飛行ルートについては、米軍が飛行訓練の目的達成、飛行の安全確保、住民への影響抑制等の必要性を安定的に満たすとの観点から、一定の飛行経路を念頭において飛行することがあること、及び最大限の安全を確保するため、米軍は、低空飛行訓練を実施する区域を継続的に見直していることは承知しているが、具体的なルートの詳細等については、日米合同委員会の場においても確認しておらず、承知していない。具体的なルートの詳細等は、米軍の運用にかかわる問題であり、これらを明らかにするよう米側に求める考えはない。

一の4及び5について

米軍の低空飛行訓練については、政府としても、従来から、日米合同委員会等の場を通じ、米側に対し安全確保に万全を期すよう申入れを行ってきたところであり、米側も安全面に最大限の配慮を払うとともに地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう努めている旨明らかにしている。本件文書に示された各項目は、従来から米側が示してきた基本的考えに立ちつつ、低空飛行訓練の安全性確保と住民への影響軽減のための具体的措置を取りまとめ、日米間で文書によって確認したものである。なお、御指摘の飛行事例については、具体的日時、場所等を含め詳細が明らかでないため、答弁は差し控えたい。

一の6について

米軍に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百三十二号)により、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部規定の適用が除外されており、同法及び同法に基づく航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)に規定されている国際民間航空条約(昭和二十八年条約第二十一号)附属書の基準に基づく最低安全高度についても同様である。しかしながら、米軍は、低空飛行訓練を行うに際し、最低安全高度に関する法令を含め、我が国法令を尊重し、安全面に最大限の配慮を払うとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう努めている旨、累次の機会に明らかにしている。この点については、昨年四月に米軍が公表した低空飛行訓練に関

<答弁③>

うな方法を講じようとしているか。

8 一月十四日の合意は、どのような位置づけの下に行われたものなのか

つまり、合意の冒頭で触れているように、何があっても、安保条約の目的を遂行するために、低空飛行訓練は必要不可欠のものであるとの宣言は、変更しないという意思表示なのか。世界的には、ドイツやイタリアのように、米軍機による低空飛行訓練の空域はどんどん減っているのが趨勢である。

関連して、世界的な米軍機による低空飛行訓練の実態を政府としてどのように把握しているか。現在、ほとんど唯一残っているのが、日本列島なのではないか。そのような文脈を考慮するとき、最終的には日本における低空飛行はなくなる方向性を持ちつつ、暫定的に、その安全性への配慮を求めるというものでなければならぬと考ええる。政府が、本合意を公表した意図は、それとは全く逆に向いているものと解釈していいのか。つまり、安全性への配慮を強化することを条件として、低空飛行訓練自体は、正式に容認したものとして、本合意があるのか。A

すべての質問に速やかに答えられることを切望する。右質問する。

キャッチピースのパンフレット

131自治体から生々しい証言

米軍機低空飛行全国自治体アンケート

- アンケート解説
- 資料 全回答・航路地図・意見書・新聞記事・参考資料

カンパ●1部 1500円(会員もしくは会員団体を通じてご注文の場合は1200円。いずれも送料別)。ご注文は編集部へ。



<答弁③>

する記者発表文においても、「在日米軍は、最低飛行高度に関する規則(人口密集地三百メートル、その他の地域百五十メートル)等、日本の航空法令に自発的に従っている。」と述べている。

本件文書も、このように従来から米側が示してきた基本的考えに立ちつつ、低空飛行訓練の安全性確保と住民への影響軽減のための具体的措置を取りまとめ、日米間で文書によって確認したものであり、その中で、最低飛行高度については、「在日米軍は、国際民間航空機関(ICAO)や日本の航空法により規定される最低高度基準を用いており、低空飛行訓練を実施する際、同一の米軍飛行高度規制を現在適用している。」と明記されている。

なお、御指摘の飛行事例については、具体的日時、場所等を含め詳細が明らかでないため、答弁は差し控えたい。

一の7について

本年一月二十日に高知県沖において及び同月二十一日に岩手県山中において、米軍機の墜落事故が二日連続して発生したことは、極めて遺憾なことである。政府としては、二十一日の岩手県山中における事故を確認直後、直ちに、外務省北米局長から在京米国大使館筆頭公使に対し、二日続けての米軍の航空機墜落事故の発生に関して強い遺憾の意を表明するとともに、徹底した墜落原因の究明、日本側への説明及び事故の発生防止に全力を尽くすことを強く申し入れ、また、本年一月二十八日の日米合同委員会においても、改めて同様の申し入れを行った。これに対し、米側からは、これら事故の発生は大変遺憾である旨の表明があり、再発防止に全力を尽くすとともに、事故原因を調査し結果を日本側に伝達する旨の回答があった。その後、米側からは、本年五月二十七日に岩手県山中の墜落事故に関する事故報告書が公表されている。高知県沖の墜落事故についても、引き続き事故報告書の早期提出を求めていく考えである。

他方、本件文書は、低空飛行訓練の安全性確保及び住民への影響軽減のための種々の具体的方策につき、昨年五月から日米合同委員会の下で鋭意協議を行い、その内容につき、閣僚間で一致をみたことを受け、合同委員会の手続を経て公表することとしたものであり、日米双方の間諒が確認している十分な重みを有するものである。

また、もとより、米軍機のみならず、すべての航空機に関し、安全性に万全を期するためには、当該航空機の管理、運用及び操縦についてこれに関与する組織及び個人が十分な配慮を行うことが決定的に重要であることはいうまでもない。これまでの日米間の協議を通じて、米側においては、低空飛行訓練の実施に際し、日米安保条約の目的達成のための即応態勢維持を図りつつ、安全性確保及び住民への影響軽減に努めていきたい旨を繰り返し表明しており、今後とも米側において十分な努力が行われるものと考えている。

さらに、今後とも、必要に応じ、日米間で低空飛行訓練について協議していくこととなっている。

【編集部から】編集スタッフ周辺のさまざまな事情から、しばらく減ページしかも発送も大幅遅れでおとどけます。お許しください(た)。

発行●脱軍備ネットワークキャッチピース 連絡事務所●〒222 横浜市港北区錦ヶ丘10-4 ハイッ幸1-B 〒・FAX 045(433)3483 E-MAIL: tamaki@ab.mbn.or.jp 編集●月刊キャッチピース編集委員会 郵便振替●00160-7-136148キャッチピース 定価●1000円(通信会員年間3000円)